

○製菓衛生師法施行令

(名簿の訂正)

第三条 製菓衛生師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

製菓衛生師法施行細則

(申請書の様式)

第六条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

二 令第三条第二項又は令第五条第二項に規定する申請書 様式第四